

1. 第5次大阪府障がい者計画とは(根拠:障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法)

【背景・課題】

- 地域コミュニティの希薄化や人口減少・超高齢社会の到来の中、今後、障がい者の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」などにより地域で障がい者が抱える課題はさらに深刻化することが懸念されている。
- 障がい者の生命に関わる事件・事故や地震・豪雨などの自然災害、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が発生しており、障がい者の安全・安心の確保や障がい理解の促進、サービス基盤の整備などが課題となっている。
- 第4次大阪府障がい者計画(後期計画)が策定された平成30年度以降、障害者総合支援法・社会福祉法の改正や障害者文化芸術活動推進法・読書バリアフリー法の制定など、国において様々な制度改革が行われている。

■計画の位置付け

障害者基本法に基づく障がい者計画(障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画)を障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画・児童福祉法に基づく障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の確保等に関する計画)と一体的に作成。
※新・発達障がい児者支援プランの後継プランを統合

■計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間。障がい福祉計画・障がい児福祉計画については令和3年度から令和5年度までの3年間。

2. 基本理念

全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり

3. 基本原則

- ① 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- ② 多様な主体の協働による地域づくり
- ③ あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- ④ 合理的配慮によるバリアフリーの充実
- ⑤ 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

4. 施策の推進方向

【最重点施策】①入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 ②障がい者の就労支援の強化 ③専門性の高い分野への支援の充実

【共通場面:地域を育む】 多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育てている

【施策の方向性】 虐待防止・差別解消、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点の整備促進・機能充実、人材の確保、サービス従事者の資質向上、障がい理解の促進、ソフト・ハード面のバリアフリー化 等

【生活場面Ⅰ:地域やまちで暮らす】 ※最重点施策:地域移行
障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている

【施策の方向性】

- 施設・病院からの退所・退院促進、地域の受け皿整備の促進
- 入所施設の機能のあり方検討
- 地域での支援体制の充実

【生活場面Ⅲ:働く】 ※最重点施策:就労支援
障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている

【施策の方向性】

- 障がい者雇用の拡大
- 就労移行支援事業・就労定着支援事業の機能強化
- 障がい者の働く場の拡大

【生活場面Ⅴ:楽しむ】

障がいのある人が様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている

【施策の方向性】

- 余暇活動の充実・活動内容の拡大
- スポーツ活動の促進
- 芸術・文化活動の促進

【生活場面Ⅱ:学ぶ】
※最重点施策:専門性の高い分野への支援
障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

【施策の方向性】

- 早期療育の実施
- インクルーシブ教育の推進

【生活場面Ⅳ:心や体、命を大切に】
※最重点施策:専門性の高い分野への支援
障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる

【施策の方向性】

- 必要な健康・医療サービスの提供
- 高次脳機能障がい支援拠点機関におけるリハビリテーションの機会の提供 等

【生活場面Ⅵ:人間(ひと)としての尊厳を持って生きる】

障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している

【施策の方向性】

- 障がい理解の促進
- 障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止
- 安全・安心の確保
- 情報保障・情報アクセシビリティの確保

5. 今後の動き

①第5次大阪府障がい者計画の中間見直し

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく文化芸術計画(仮称)の追加
- ・「難聴児の早期発見、早期療育推進のための基本方針」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた見直し 等

②第7期大阪府障がい福祉計画・第3期大阪府障がい児福祉計画の策定

・成果目標(案)(令和8年度時点)

- 地域移行者数:施設入所者数の6%以上(令和4年度比) ■施設入所者の削減数:施設入所者数の1.7%以上(令和4年度比) ■就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数:1.28倍以上(令和3年度比)
- 就労定着支援利用者数:1.41倍以上(令和3年度比) ■強度行動障がい等を有する者に関する支援ニーズ把握と支援体制の整備 ■各市町村での設置等:児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所、医療的ケアを要する重症心身障がい児等に関する関係機関の協議の場 等

6. 中間見直し等スケジュール

令和5年		令和6年	
6月	8月	12月	1月～3月
・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国策定指針を踏まえた「府の基本的な考え方」策定、 市町村説明会実施	・第55回大阪府障がい者施策推進協議会にて第5次障 がい者計画(中間見直し)(案)提示	・第56回大阪府障がい者施策推進協議会にて第5次障 がい者計画(中間見直し)(案)、第7期障がい福祉 計画・第3期障がい児福祉計画(案)提示	・パブリックコメント実施 ・第57回大阪府障がい者施策推進協議会にて第5次障 がい者計画(中間見直し)(成案)、第7期障がい福 祉計画・第3期障がい児福祉計画(成案)提示、策定